

南島原市監査委員公表第4号

令和4年5月2日に提出された住民監査請求について、地方自治法第242条第5項の規定に基づき監査を行った結果を同条同項の規定により公表します。

令和4年6月3日

南島原市監査委員 宮崎 太

南島原市監査委員 吉田 幸一郎

決 定 書

第1 監査の請求

1 請求人

2 請求日

令和4年5月2日

3 請求の要旨（原文）

管理課職員は、平成23年2月14日に法定外公共物土木工事許可申請書提出時、南島原市法定外公共物管理条例及び同規則を遵守し行政処分を行うべきである。しかし、本件法定外公共物土木工事許可申請については、南島原市法定外公共物管理条例が遵守されていない。特に、本来は普通河川上空を橋梁は占用しているため、法定外公共物占用許可申請書を提出させ、同許可決定通知書を交付し占用料の賦課徴収を行うべきであるが、平成23年2月から現在に至るまでの13年間（平成22年度から令和3年度）占用料の賦課徴収事務を行っていない。このため、占用料の収納ができず市へ多大な損害を与えている。また、本来賦課徴収できるはずである占用料も収納できず、適正な法定外公共物の管理を行っていない。次に、南島原市法定外公共物管理条例第4条では、いわゆる事前着工を禁止しているが、本件において設置された橋梁は、法定外公共物土木工事許可を申請する際すでに設置完了しており、本件土木工事許可申請書を受理されること自体南島原市法定外公共物管理条例及び同施行規則に違反しており、同土木工事許可決定通知書を交付するべきではない。

以上のことから、南島原市法定外公共物管理条例及び同施行規則に基づき、公正性、公平性、中立性、透明性を確保した適正な行政事務を行うことを求め、本件土木工事許可申請書が正しく受理されたかどうか、特に許可申請提出前にすでに無断で着工し、申請書提出時点では既に完成している法定外公共物土木工事許可申請書の受理事務について別添検証事項をもれなく検証し、公表することを求める。

本件土木工事許可申請書に記載された橋梁は、違法な占用をしている構造物であるため南島原市法定外公共物管理条例による許可の取消しまたはその効力の停止を求める。

本件土木工事許可申請書に記載された橋梁は、土木工事許可申請前に無許可で土木工事が施工されているため、南島原市法定外公共物管理条例による許可の取消しまたはその効力の停止を求める。

第2 請求の受理

本件請求は、本件請求人の配偶者から令和4年2月7日に同趣旨の住民監査請求（以下「先の請求」という。）がなされており、同一の財務会計上の怠る事実を監査対象としたものと認められることから、先の請求と同様に、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条に規定する要件を備えているものと認め、令和4年5月25日付けでこれを受理することとした。

第3 監査の対象事項

本件請求の要旨から、監査の対象とする事項を次のとおり特定した。

1 指定された職員

南島原市長、管理課長及び管理課担当職員

2 対象となる行為

ア 平成23年2月から現在に至るまでの占用料の賦課徴収事務を行っていないこと。

イ 平成23年2月16日付け南島原市指令22南管第318号法定外公共物土木工事許可決定通知書を交付したこと。

3 請求人が求める措置

平成23年2月16日付け南島原市指令22南管第318号法定外公共物土木工事許可決定通知書にて許可を受けた橋梁について、南島原市法定外公共物管理条例による許可の取消しまたはその効力の停止を求める。

第4 監査結果の取扱い

住民監査請求は、同一事件について監査請求者が異なる以上「一事不再理」の原則を援用することはできないが、「すでに行った監査の結果に基づいて、請求にかかる事実がないと認められるときは、その旨請求者に通知すれば足りる」（昭和34年3月19日行政実例）とされている。これは、すでに行った監査結果によって、後の請求にかかる事実有無を判断できる場合は、再び関係職員等の調査を行わず、すでに行った監査の結果に基づいて請求人に通知しても、請求人の権利を不当に侵害したことにはならない趣旨であると解する。先の請求の監査結果において「占用料の賦課徴収事務を行っていない」という部分については、すでに市長に勧告を行っており、その余については、検証事項として求めている部分を含め財務会計事項にかかる怠る事実がないと認められる。

また、本件請求では、措置を求める理由として「無許可で土木工事が施工されているため」という記述が請求の要旨に追加されているが、その事実を証する書面につい

ては、すでに先の請求により添付されている書類及び関係部局から監査資料として当職に提出された書類を事実証明書として添付しているにすぎず、本件請求において新たな事実があるとは認められない。

したがって、本件請求は、改めて監査を実施するまでもなく、先の請求にかかる令和4年4月7日付け3南監第142号「住民監査請求に基づく監査の結果について」による「監査結果の報告」の写しをもって監査の結果とする。

なお、本件請求人は、先の請求では、請求人の補佐人として陳述に立ち会ったうえで、当職に請求の要旨を主張している。請求人の名義は異なっているものの、同一住民の同一対象に対する再監査請求の場合と同じものであると考えられる部分があるが、上記取扱いのとおり、すでに行った監査の結果に基づいて請求人に結果を通知するので、その点について検討は行わないこととする。